

度の概要

所得の計算（主なもの）（続）	<p>⑤ 協同組合等が有する連合会等への普通出資に係る配当等の額…保有割合にかかわらず、その配当等の額の50%相当額</p> <p>(2) 外国子会社からの受取配当等の益金不算入 外国子会社（株式保有割合25%以上）の株式等に係る受取配当等についてはその95%相当額（受取配当等の5%相当額を経費とみなして控除）が益金不算入とされる。</p> <p>(3) 有価証券の期末評価方法 売買目的の有価証券については時価法、その他の有価証券については原価法による。</p> <p>(4) 棚卸資産の期末評価方法 原価法又は低価法（期末の一般的な時価）による。ただし、トレーディング目的の棚卸資産については、時価法による。</p> <p>(5) 減価償却（後掲）</p> <p>(6) 引当金 貸倒引当金 イ 銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等の貸倒引当金の繰入限度額は、期末金銭債権を個別に評価する金銭債権（その一部につき回収が不能となった債権に限る。）と一括して評価するその他の金銭債権とに区分してそれぞれ計算する。個別に評価する金銭債権については債務者ごとに貸倒れが見込まれる事由に応じた回収不能見込額を計算し、一括して評価する金銭債権については実績繰入率（過去3年間の貸倒実績率）を乗じて貸倒見込額を計算する。 ロ 中小法人等については、実績繰入率に代えて法定繰入率（租税特別措置）を適用できる。（本特例については、大法人（資本金の額が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等には適用しない。）</p> <p>(7) 収益計上基準の特例 ① 長期工事に係る収益計上の特例 イ 工事（製造及びソフトウェアの開発を含む。）のうち、工事期間が1年以上で、かつ、請負金額10億円以上のもの（長期大規模工事）の請負については、工事進行基準により各事業年度の収益の額及び費用の額を計算する。 ロ 長期大規模工事以外の工事の請負については、工事進行基準と工事完成基準のいずれかにより各事業年度の収益の額及び費用の額を計算することができる。 ② 割賦販売等に係る収益計上の特例 賦払期間が2年以上であること等所定の要件を満たす商品の割賦販売等及び資産の売買とみなされるリース取引による資産の譲渡については、延払基準により収益の額及び費用の額を計算することができる。</p>
法人社内留保課税	<p>特定同族会社の留保金課税 法人が特定同族会社に該当する場合で、留保金額が留保控除額（①所得等の金額の40%相当額、②2,000万円、③資本金の25%相当額から利益積立金額を控除した金額のうち最も多い金額）を超えるときは、通常の法人税に加え、その超える部分に対して特別税率（年3,000万円以下の部分は10%、年1億円以下の部分は15%、年1億円超の部分は20%）を適用して計算した留保税額が課される。 特定同族会社とは、1株主グループ（その同族関係者を含む。）による持株割合等が50%を超える会社（資本金の額等が1億円以下の会社は、大法人（資本金等の額が5億円以上の法人等）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人等に限る。）をいう。</p>
租税の特別減免	<p>(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4） ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度…試験研究費の総額について、試験研究費の増減割合に応じて次の税額控除割合（6～10%）を乗じて計算した金額を税額控除（当期の法人税額の25%を限度とする。）できる。 イ 増減割合が5%超 $9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$（10%を上限とする。） ロ 増減割合が5%以下 $9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$（6%を下限とする。） なお、平成30年度までの上記イの税額控除割合の上限（10%）は、14%とする。 ② 中小企業技術基盤強化税制…中小企業者等は、試験研究費の総額について、その12%を税額控除（当期の法人税額の25%を限度とする。）できる。 なお、平成30年度までの試験研究費の増加割合が5%を超える場合には、次のとおりとする。 イ 税額控除割合 $12\% + (\text{増加割合} - 5\%) \times 0.3$（17%を上限とする。） ロ 税額控除の上限 当期の法人税額の35%</p>

※ 平成30年度までの試験研究費の額の平均売上金額に対する割合（試験研究費割合）が、10%を超える場合には、①、②の税額控除額の上限（当期の法人税額の25%）について、次の金額を上乗せする措置の適用ができる（下記④（中小企業者等は②ロと④）との選択適用）。

○ 当期の法人税額×（試験研究費割合-10%）×2
（「（試験研究費割合-10%）×2」は10%を上限とする。）

③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度…特別試験研究費の額（上記①又は②の適用を受けた試験研究費の額を除く。）について、次の試験研究の区分に応じ、次の税額控除割合を乗じて計算した金額を税額控除（当期の法人税額の5%を限度とする。）できる。

イ 大学等との共同研究又は委託研究 30%
ロ 上記イ以外のもの 20%

④ 上記①～③とは別に、平成30年度までの試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、その超える部分の金額に次の割合を乗じて計算した金額を税額控除（当期の法人税額の10%を限度とする。）できる。

○ （試験研究費割合-10%）×0.2

(2) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の5）指定期間（平成23.6.30～平成30.3.31）内にエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）とのいずれかの選択ができる（ただし、中小企業者等以外の法人は、税額控除を選択できない。）。

控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。

(3) 中小企業投資促進税制（措法42の6）

中小企業者等が指定期間（平成10.6.1～平成31.3.31）内に特定機械装置等を取得等した場合に、取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の税額控除及び中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）とのいずれかの選択ができる（ただし、中小企業者等のうち資本金3,000万円超の法人は、税額控除を選択できない。）。

控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。

(4) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の9）

製造業者等が平成14.4.1～平成31.3.31のうち一定の期間内に次の地区内において工業用機械等を取得等した場合に、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）ができる。

控除限度超過額については、4年間の繰越しができる。

- ① 観光地形成促進地域
- ② 情報通信産業振興地域
- ③ 産業高度化・事業革新促進地域
- ④ 国際物流拠点産業集積地域
- ⑤ 経済金融活性化特別地区

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除（措法42の10）

特定事業の実施主体として国家戦略特別区域法の認定区域計画に定められた法人が、指定期間（平成26.4.1～平成30.3.31）内に、国家戦略特別区域内において、特定事業の実施に関する計画に記載された特定機械装置等を取得等した場合に、取得価額の50%（建物等は25%）の特別償却と15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）とのいずれかの選択ができる。

また、特定中核事業用設備のうち開発研究用のものの減価償却費の額は、特別試験研究費の額に該当するものとみなして、研究開発税制の適用ができる。

(6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11）

総合特別区域法の指定法人が指定期間（平成23.8.1～平成30.3.31）内に国際戦略総合特別区域内において特定機械装置等を取得等した場合に、取得価額の40%（建物等は20%）の特別償却と12%（建物等は6%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）とのいずれかの選択ができる。

(7) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（措法42の11の2）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行日から平成31.3.31までに、地域経済牽引事業の促進による成長発展の基盤強化に関する法律の承認地域経済牽引事業者が、承認地域経済牽引事業に係る促進地域内において、承認地域経済牽引事業計画に従って、特定事業用機械等を取得等した場合に、取得価額の40%（建物等は20%）の特別償却と4%（建物等は2%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）とのいずれかの選択ができる。

度 の 概 要 (続)

租 税 の 特 別 減 免 (続)

- (8) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の3）
- 地域再生法の一部を改正する法律の施行日（平成27.8.10）から平成30.3.31までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法の認定を受けた法人が、認定後2年以内に、地方活力向上地域内において、その計画に記載された特定建物等を取得等した場合に、次の場合に応じたそれぞれの割合による特別償却と税額控除（当期の法人税額の20%を限度とする。）とのいずれかの選択ができる。
- ① 移転型計画：特別償却割合25%，税額控除割合7%
- ② 拡充型計画：特別償却割合15%，税額控除割合4%
- (9) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12）
- ① 適用年度において次の適用要件を満たす場合で、雇用保険法の適用事業を行っている場合に、同意雇用開発促進地域における無期・フルタイムの新規雇用者の数（法人全体の増加雇用者数を限度とする。）に40万円を乗じた金額の税額控除（当期の法人税額の10%（中小企業者等は20%）を限度とする。）ができる。
- イ 当期及び前期において会社都合による離職者がいないこと
- ロ 当期の雇用者の増加数が5人（中小企業者等は2人）以上であること
- ハ 当期の雇用者の増加割合が10%以上であること
- ニ 当期の給与等支給額が比較給与等支給額以上であること
- ② 地域再生法の一部を改正する法律の施行日（平成27.8.10）から平成30.3.31までに、地域活力向上地域特定業務施設整備計画について、地域再生法の認定を受けた法人が、認定日から2年以内の日を含む事業年度（適用年度）において、上記①イロニの要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法の適用事業を行っているときは、その計画に従って移転又は新增設をした特定業務施設において増加させた雇用者について、次の金額の合計額を税額控除（上記①の税額控除及び地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の税額控除との合計で当期の法人税額の30%を限度とする。）できる。
- イ 特定業務施設における増加雇用者数（全体の増加雇用者数を限度とする。）のうち無期・フルタイムの新規雇用者の数に次の金額を乗じて計算した金額
- (イ) 上記①の適用要件のうちハ以外の要件を満たす場合…30万円
- (ロ) 上記①の適用要件の全てを満たす場合…60万円
- ロ 特定業務施設における新規雇用者総数（全体の増加雇用者数を限度とする。）から無期・フルタイムの新規雇用者の数を控除した数のうち当該新規雇用者総数の40%に達するまでの数と特定業務施設における増加雇用者数から特定業務施設における新規雇用者総数を控除した数との合計数に次の金額を乗じて計算した金額
- (イ) 上記①の適用要件のうちハ以外の要件を満たす場合…20万円
- (ロ) 上記①の適用要件の全てを満たす場合…50万円
- ハ 特定業務施設における新規雇用者総数から無期・フルタイムの新規雇用者の数を控除した数のうち当該新規雇用者総数の40%を超える部分の数に次の金額を乗じて計算した金額
- (イ) 上記①の適用要件のうちハ以外の要件を満たす場合…10万円
- (ロ) 上記①の適用要件の全てを満たす場合…40万円
- ③ 地域再生法の認定事業者のうち上記②の措置の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける事業年度以後の各適用年度において、雇用保険法の適用事業を行っている場合は、計画認定日以後に終了する事業年度からその適用年度までの特定業務施設における増加雇用者数の合計数に30万円を乗じた金額を税額控除（上記①及び②の税額控除並びに地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の税額控除との合計で当期の法人税額の30%を限度とする。）できる。
- (10) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除（措法42の12の2）
- 地域再生法の一部を改正する法律の施行日（平成28.4.20）から平成32.3.31までの間に、地域再生法の認定地域再生計画に記載された同法のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金（特定寄附金）を支出した場合には、その支出した特定寄附金の額の合計額の20%からその特定寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額（その金額が支出した特定寄附金の額の合計額の10%を超える場合には、その合計額の10%）を税額控除（当期の法人税額の5%を限度とする。）できる。
- (11) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の3）
- 特定中小企業者等が、指定期間（平成25.4.1～平成31.3.31）内に、経営改善設備を取得等した場合に、取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（中小企業者等が機械等を取得した場合の税額控除及び中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得等した場合の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）とのいずれかの選択ができる（ただし、特定中小企業者等のうち、資本金の額等が3,000万円超の法人は、税額控除を選択できない。）。
- 控除限度超過額については、1年間の繰越しができる。

租税の特免(続)	<p>(12) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の4）</p> <p>中小企業者等で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、指定期間（平成29.4.1～平成31.3.31）内に、特定経営力向上設備等を取得等した場合には、即時償却と取得価額の7%（特定中小企業者等は10%）の税額控除（中小企業者等が機械等を取得した場合の税額控除及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。）とのいずれかの選択ができる。</p> <p>控除限度超過額は1年間の繰越しができる。</p> <p>(13) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12の5）</p> <p>国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給増加割合が5%（中小企業者等は3%）以上であり、①及び②の要件を満たすときは、雇用者給与等支給増加額の10%（次の②口の要件を満たすものは、雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から前期の雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額の2%（中小企業者等は12%）を加算）を税額控除（当期の法人税額の10%（中小企業者等は20%）を限度とする。）できる。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額以上であること</p> <p>② 次の区分に応じてそれぞれの要件を満たすこと</p> <p>イ 中小企業者等 平均給与等支給額が前期の平均給与等支給額を超えること</p> <p>ロ イ以外 平均給与等支給額が前期の平均給与等支給額から2%以上増加していること</p> <p>(14) 沖繩の認定法人の所得の特別控除（措法60）</p> <p>① 沖繩振興特別措置法の認定を平成31.3.31までに受けた法人で次の地区内において新たに設立されたものについては、その設立後10年間、その地区内で行われる特定情報通信事業等に係る所得金額の40%の損金算入ができる。</p> <p>イ 情報通信産業特別地区</p> <p>ロ 国際物流拠点産業集積地域</p> <p>② 沖繩振興特別措置法の認定を平成31.3.31までに受けた法人で、経済金融活性化特別地区の指定の日以後にその地区内に設立されたものについては、その設立後10年間、所得金額の40%にその地区内の従業員割合を乗じた金額の損金算入ができる。</p> <p>(15) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（措法61）</p> <p>国家戦略特別区域法の指定を平成30.3.31までに受けた法人については、その設立の日から5年間、国家戦略特別区域内において行われる特定事業に係る所得の金額を有する場合には、その所得金額の20%の損金算入ができる。</p> <p>※ 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置については、平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置を講ずる（平成31.4.1以後に開始する事業年度から適用）。</p>
使途秘匿金のある場合の課税の特例	<p>法人が、平成6.4.1以後に使途秘匿金を支出した場合には、通常の法人税に加え、その使途秘匿金の額に40%の法人税を課税する。（措法62）</p> <p>〔 使途秘匿金の支出とは、法人がした金銭等の支出のうち、相当の理由がなく、その相手先の氏名・住所及びその事由を帳簿書類に記載していないものをいう。ただし、商品の仕入れ等取引の対価の支払として支出されたものであることが明らかなものは除かれる。 〕</p>
欠損金の繰越し・繰戻し	<p>(1) 法人の各事業年度開始の前日9年以内（注）に開始した事業年度において生じた次の欠損金額については損金の額に算入する。ただし、中小法人等以外の法人については、欠損金額の控除前の所得金額（控除前所得金額）の55%（平成30.4.1～開始する事業年度は50%）相当額を限度とする。</p> <p>なお、再建中の法人又は新設法人の一定の事業年度については、欠損金額の損金算入限度額を控除前所得金額とする特例が設けられている。</p> <p>① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金額</p> <p>② 確定申告書を提出した事業年度の災害による損失に係る欠損金額</p> <p>（注）平成30.4.1以後に開始する事業年度に生じた欠損金額については、10年以内。</p> <p>(2) 青色申告法人の欠損金額については1年間の繰戻し還付ができる。</p> <p>ただし、資本金の額が1億円超の法人の平成4.4.1から平成30.3.31の間に終了する事業年度において生じた欠損金については、解散等の事実が生じた場合を除いて、繰戻し還付制度は適用されない（措法66の13）。</p> <p>（注1）災害により資産に生じた災害損失欠損金があるときは、上記の場合にかかわらず、欠損金の繰戻し還付ができる。</p> <p>（注2）農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者が、平成30.3.31までの間に終了する事業年度において生じた一定の設備廃棄等欠損金額があるときは、上記の場合にかかわらず、欠損金の繰戻し還付ができる。</p>

度の概要 (続)

納期	<p>(1) 期限内申告の場合 事業年度が6月以下の法人は確定申告書の提出期限（各事業年度終了の日から2月以内。） 事業年度が6月を超える法人は最初の6月間に係る中間申告書の提出期限（事業年度開始後6月を経過した日から2月以内）、決算確定の際の確定申告書の提出期限（事業年度終了の日から2月以内。） (注) 確定申告書の提出期限について、法人が、定款等の定め等により、事業年度終了の日の翌日から2月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、法人の申請により、提出期限を1月間延長することができる。また、会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、4月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間、提出期限を延長することができる。 なお、申告期限の延長が認められた場合には、その延長された期間に応じ利子税が徴収される。</p> <p>(2) 期限後申告の場合は申告書提出の日 (注) 災害その他やむを得ない事情により決算が確定しないときは税務署長の指定した日までに申告納税することができる。 修正申告による納税額の納期は修正申告書提出の日である。</p>
その他の法人課税(備考)	<p>事業税（所得割） 資本金1億円超の法人 年所得400万円以下0.3% 800万円以下0.5% 800万円超0.7% 資本金1億円以下の法人 年所得400万円以下3.4% 800万円以下5.1% 800万円超6.7%</p> <p>事業税（付加価値割） 資本金1億円超の法人 付加価値額の1.2%</p> <p>事業税（資本割） 資本金1億円超の法人 資本金等の額の0.5%</p> <p>事業税（収入割） 一定の業種を営む法人 収入金額の0.9%</p> <p>道府県民税 均等割 2～80万円 法人税割 法人税額の3.2%（平成31.10.1～1.0%）</p> <p>市町村民税 均等割 5～300万円 法人税割 法人税額の9.7%（平成31.10.1～6.0%）</p> <p>地方法人税（国税） 法人税額の4.4%（平成31.10.1～10.3%）</p> <p>(注) 上記のほか事業税の付加税として地方法人特別税（資本金1億円超の法人は基準法人所得割額の414.2%、資本金1億円以下の法人は基準法人所得割額の43.2%、一定の業種を営む法人は基準法人収入割額の43.2%）が課される。なお、平成31.10.1から地方法人特別税は廃止し、法人事業税に還元される。</p>
資産再評価	<p>(1) 第1次再評価 昭25.1.1～10.30の期間 再評価差額に対して6%課税</p> <p>(2) 第2次再評価 昭26.1.1～9.30の期間 課税条件は第1次に同じ</p> <p>(3) 第3次再評価 昭28.1.1から2年間 再評価差額に対して6%課税 ただし、減価償却資産について、最低限度以上の再評価を行った者に対しては、一定方法により減免</p> <p>(4) 第4次再評価 中小企業を対象として、昭32.1.1から1年間 再評価差額に対して1.5%課税</p>